

市民協働のまちづくり指針（案）に関するパブリックコメント実施結果（概要）

平成22年2月
企画振興部地域政策課

市民協働のまちづくり指針（案）に関するパブリックコメントにご意見をいただき、たいへんありがとうございました。

市民の皆様からいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方等について、次のとおり公表します。

1 募集の目的

策定過程における市民参加の機会の確保、透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とし、幅広い市民から意見を伺い、計画に反映するため。

2 実施期間

平成21年10月19日（月）～平成21年11月18日（水）（1か月間）

3 応募資格

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

4 閲覧・周知方法

市ホームページ、地域政策課・支所・出張所・図書館・公民館での閲覧

5 提出書類及び方法

書類： 氏名、住所（大字まで）、年齢（年代のみ）、性別を明記（様式不問）

方法： 担当課への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール

6 意見提出件数及び方法

◇提出件数 2件（個人：2）

年齢構成及び性別	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	団体
男	0	0	1	0	0	0	1	0
女	0	0	0	0	0	0	0	

◇提出方法

	個人
郵便	1
電子メール	1

7 意見数 7件

◇意見の内訳

項目	意見件数
目次に関するもの	1
序章 「市民協働のまちづくり」って? に関するもの	0
第1章 「市民協働」とは に関するもの	1
第2章 「市民協働のまちづくり」で目指すもの に関するもの	0
第3章 市民協働のまちづくりにおける基本的な考え方 に関するもの	3
第4章 市民協働のまちづくりに向けた課題 に関するもの	0
第5章 市民協働のまちづくりの推進に向けて に関するもの	2
終章 つながりを育み『素敵なまち』へ に関するもの	0
合計	7 件

8 実施結果の公表 指針策定と同時に一覧表として公表

市ホームページ、地域政策課・支所・出張所での閲覧

9 その他

寄せられたご意見については、取りまとめの便宜上、意見の趣旨を損なわない程度に要約しております。

市民協働のまちづくり指針（案）パブリックコメント意見への反映状況および本市の考え方

該当箇所	該当頁	意見 No	意見・提言の内容（要旨）	意見に対する市の考え方
目次	目次	1	「第3章1 基本的な考え方」と「第5章1 行政の役割」内の各項目は、内容にボリュームがあるため、目次にそれらのタイトルを記載した方がよい。	ご意見のとおり、読みやすさへの配慮から目次に掲載する項目を修正します。
第1章	P3	2	「第1章1 市民協働とは」の図に、「課題」を解決するSTEPのみが描かれているが、直前の市民協働の解説では「地域課題の解決」ともうひとつ「共通の目的の実現」が挙げられている。また「第3章4 地域プラットフォームの構築」の図でも「課題抽出」と「夢・方針づくり」のふたつが挙げられており、「第1章1 基本的な考え方」の図中にも、「目標」に関する事項を追加する方がよい。	ご意見のとおり、図中に「目標」に関する事項を追加修正します。
第3章	P9	3	「新しい公共」の拡大の4行目で、「多様な担い手」という言葉が初出しているが、とても重要な言葉であり、下線を引いたり、太字にするといった目立つ装飾が必要である。	ご意見のとおり、「多様な担い手」の部分を太字にします。
	P9	4	「新しい公共」の拡大の図中、「A 行政主体」の下のサービス解説欄で、「地方分権の進展により行政の役割が拡大。」とあるが、図における「行政主体」の部分は縮小しており矛盾している。言いたい意味は分からなくはないが、ここで無理に書く必要もないと思うので、この部分を削除した方がよい。	ご意見にあった「行政主体」の部分が縮小している理由については、現在、行政主体で実施している事業のうち、「市民と行政の協働」で実施できる事業もあると考えており、その部分を考慮して縮小しています。 地方分権の進展により、行政の役割が拡大していることは事実ですが、この図で重要なポイントは、市民協働の視点で「新しい公共の拡大」を図ることであり、その点においては、「行政主体」の部分は、前述のとおり縮小すべきであり、ご指摘のとおり、「地方分権の進展により行政の役割が拡大」の表現は削除します。
	P13	5	「第3章3 市民協働を進めるにあたっての基本姿勢」のタイトル名が、同章の他のタイトルのつけ方と統一されていないので、記載内容から「わたしたちの基本姿勢」とした方がよい。	ご意見のとおり、タイトル名を変更します。
第5章	P17	6	まちづくりの活動範囲には、市全体（大地域）、小学校区（中地域）、大字程度（小地域）があり、いずれも重要で優劣はつけられないと考える。 指針では、中地域の組織をつくり運営していくことが示唆されているが、その場合、中地域での評価が高いイベント指向が強くなると思われる。私は、日常生活密着活動を重要視すべきで、その場合は、小地域の組織が適していると考えている。 今後の組織づくりにおいては、小地域活動等が重要であることを念頭に置いた組織にしていきたい。 私見であるが、中地域の組織機能は、小地域組織（活動）や各種団体の調整機能（情報交換機能）に重点を置くのがよいと考える。イベントも必要ではあるが、日常生活密着活動を根気よく育成していくことが必要だと考える。小地域のリーダー育成と言う課題は、あまりに大きくすぐに解決できることではないが、どうしても成し遂げなければならない最重要課題である。 先日の鳩山首相の所信表明演説では、「誰もが誰もを知っている」地域共同体には戻れないので「誰かが誰かを知っている」地域共同体にネットワークを編みなおすこととあったが、地域の絆づくりは、人と人が物理的に近いことが有利なので、小地域活動の活発化に官民協働で努力しなければならない。	ご意見のとおり、まちづくり活動は様々な範囲で行われており、いずれも重要であり優劣はつけられないものと考えております。 こうした中で、本市としては、小学校区（旧小学校区を含む）をまちづくりの基本単位として、地域を代表する組織づくりを支援して行こうと考えております。※理由については18Pを参照 この考え方は、ご意見いただいた日常生活に密着した小地域活動が重要でないというものではなく、むしろこうした自治会等の活動が、小学校区単位の組織においても基盤になるものと考えております。 また、ご意見にありました中地域の組織機能は調整機能に重点を置くのがよいという点に関しましては、本市としては調整機能はもちろんのこと、組織としての一体性を強化していくことが重要であると考えております。 しかしながら、組織づくりにあたっては、地域の状況や特性を活かしながら、地域にあった組織にしていくことが必要であると考えております。 平成21年10月26日の内閣総理大臣の所信表明演説では、ご意見のとおり《かつての「誰もが誰もを知っている」という地縁・血縁型の地域共同体は、もはや失われつつあります。そこで、次に私たちが目指すべきは、単純に昔ながらの共同体に戻るのではない、新しい共同体のあり方です。スポーツや芸術文化活動、子育て、介護などのボランティア活動、環境保護運動、地域防災、そしてインターネットのつながりなどを活用して、「誰かが誰かを知っている」という信頼の市民ネットワークを編みなおすことです。》とあり、本市におけるこの新しい共同体の範囲は、小学校区が適しているものと考えております。
	P18	7	市民協働のまちづくりの方法は、社会情勢の変化、行政と市民意識の変化、成熟度の変化などにより、随時見直しを行う必要があるため、「市民協働のまちづくり指針」の見直しについて、「第5章1(5)まちづくりの成果の評価と見直し」の欄に追記すべきである。	ご意見のとおり、「市民協働のまちづくり指針」の見直しについて追加修正します。